

架蔵古筆切簡攷（一）

武井和人

【緒言】

十市遠忠や一条兼良の著作に親しむこと、知らず知らずのうちに思ひの他の月日を闊した。かるがゆゑに、貧しきわが書架にも、なにがしかのものが集ふこととなつた。その中から、兼良・遠忠にかかはる古筆切・色紙で、いままで論文・著書等では紹介してゐないものを選び、図版を掲げた上で、簡攷を付しておく。

○

① 架蔵・伝十市遠忠筆四半切「十市遠忠百五十番自歌合」

拙著『十市遠忠和歌典籍の研究』（武蔵野書院、二〇二〇・二）にて、

⑩ 十市遠忠百五十番自歌合（天文四年四月上旬）

として論じ釈文を示した遠忠の自歌合（富小路資直判）がある。

伝本において、遠忠自筆と目される尊経閣文庫蔵本〔六一・什上〕が最も重要であることはいふまでもないが、残念なことに闕丁があり、その意味で、完本である国文学研究資料館蔵「百五十番哥合」〔タニ・二三三〕も重要な資料と目された。そこで、拙著においては両本の釈文を資料篇に収めることとしたのである。

なほ、尊経閣文庫が横本であるのに対し、以下紹介する遠忠筆古筆切は四半本の切れであり、各々別個の遠忠自筆典籍であるといふことになる。

両本の関係について、前掲拙著にて以下の如く述べた。

天文四年四月、まづ典籍として成立したのは尊経閣文庫本（判詞が判者直自筆、初度本と仮称）。原本とでもいふべきものである。この初度本を、翌天文五年七月、全巻遠忠が再度（一部表現を訂しつ）書き直し（清書とまでいへるかどうかは不明）、奥書を新たに加へたものが伝遠忠切（再度本と仮称）、と考へざるをえない。そして、再度本は、早くから十市家より坊間に流失し、その結果、江戸期においていくつかの転写本を生み出すこととなる（その典型が、続群書類従本）。国文学研究資料館本の親本も、この再度本と見るべきなのであらう。

この「再度本」の原本の断簡かと目される古筆切が二点存する。

① 伝十市遠忠筆四半切「十市遠忠百五十番自歌合」

※鶴田大・日比野浩信『歌びと達の競演 諸家集・歌合断簡集成』青簡舎、

二〇一四・九）所掲。前掲拙著にも図版掲載。八十二番左歌から八十三番

判詞まで。

② ヤフーオークション所掲伝十市遠忠筆四半切

※前掲拙著に図版掲載。十五番右から十六番冒頭まで。

しかるに、近時（二〇二〇・四）、玄海樓にて三葉目となる伝十市遠忠筆四半切が出現し、幸ひ入手するを得た。次頁に図版等を掲出する。

半三番
南都十市遠忠

半三番
左 聖廟法樂三十首中に
郭公なく一こ多ハはさやかにも空さへはるゝさみたれの比(八五) ※歌番号は前掲拙著にて付した通番号、以下同様
右 散米田宮法樂十首中に
夏の夜やねぬよ過つるむら雨の晴行月に山ほととぎす(八六)
【書誌】
四半切。二四・五×七・三cm。法量は①とほぼ同じ。極札は藤井常智のもの。
筆跡を尊経閣文庫蔵本(六一・什上)と比較するに、他二点の切と同様、これもまた遠忠自筆と断じうる。

次に尊経閣文庫本・国文学研究資料館本の本文を掲出しておかう。

●尊経閣文庫蔵本〔六一・什上〕

四十三番

左 聖廟法楽三十首之中に

ほとゝきす鳴一こゑはさやかにも

空さへはるゝさみたれの比(八五)

右 散米田宮法楽十首之中に

夏の夜やねぬに過つるむら雨の

はれゆく月に山ほとゝきす(八六)

両首さしたる勝劣なくや」二二ウ

●国文学研究資料館蔵「百五十番哥合」〔タニ・二三二〕

四十三番

左^特 聖廟法楽三十首之中に

時鳥鳴一こゑはさやかにも空さへはるゝ五月雨の比

右 散米田宮法楽十首之中に

夏の夜やねぬに過つる村雨の晴行月に山時鳥

両首さしたる勝劣なくや

まづ、前掲拙著の積文の誤りを正しておく必要が有る。

国文学研究資料館本、上掲の如く「左^特」とすべきところ、「左^勝」としてしまった。そもそも判詞より「勝」であるはずがなく、なんとも迂闊なことであつた。ここに訂正しておきたい。

さて、この両本と架蔵切を比較するに、和歌本文においては異同は存しないが、題本文でやや見過ごし難い異同が存する。

それは、両本とも題詞を「X首之中に」とするところ、架蔵切では「X首中に」と、「之」字を省いて(？)ゐる点である。

むろん、架蔵切の本文から国文学研究資料館の如き転写本は断じて現れえない、とまではいひ切れないが、いささか判断に迷ふ徴証とはいへよう。

第三の自筆本の存在まで、いまここで主張することはしないが、その可能性は考へておくべき段階に入つたかと思ふ。

なほ、ツレである、

①伝十市遠忠筆四半切「十市遠忠百五十番自歌合」

②ヤフーオークション所掲伝十市遠忠筆四半切

これらには、「X首中に」といふ文言が存せず、比較することが出来ないのは残念である。

今後もツレを追尋してみたい。

② 架蔵・伝遠忠筆和歌色紙

二〇二〇年六月、玄海樓より入手。従来その存在を知られてゐないものか。管見の限り、本色紙以外に、遠忠（伝遠忠も含む）筆の和歌色紙は知られてゐない。図版を下段に掲出した。なほ参考までに、極札の裏面の図版も掲出した。

「甲午」は未勘【書誌】参照。

【釈文】

花さそふ
あらしの
庭の
雪なら
て
ふり
ゆく
ものは
我身
なり
けり

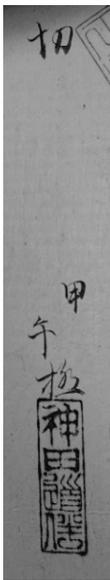
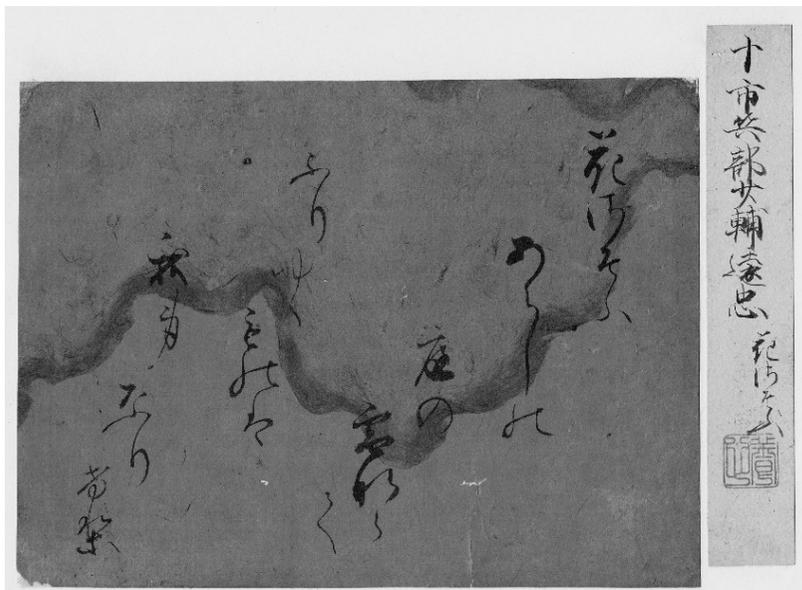
【書誌】

一三・二×一七・八。雲紙。極札は神田道伴（初代歟）のもの。

特徴的な「な」字から見て、遠忠筆（乃至右筆）と認めて良いだらう。

【典拠】

『新勅撰集』雑・一〇五四、『百人一首』などに収められる公経歌。



《極札・裏》

③ 架蔵・兼良筆奥書切

二〇二〇年十一月、ヤフーオークションにて入手。従来紹介されたことがないもの歟。図版は次々頁に掲出する。

【釈文】

或人所持之本也粗加乙覽

与愚意無相違耳

應仁戊子十一月桃叟（花押）

【書誌】

二一・二×一―cm。極札裏面印より、古筆了音の極めてある事が分る。従つて、「乙未」は正徳五年（二七一五）である。

○

「應仁戊子」は、応仁二年（二四六八）。「桃叟」は兼良出家前の号。花押は紛れもなくその時期のもの。筆蹟から見ても兼良自筆と断じてよからう。

この頃、兼良の環境は激変してゐた。年譜として整理してみると、次のやうになる。

応仁二年（二四六八）

六七歳

七・六

関白渡領の大和仲川庄を、二条良基の先例に任せ、多武峯に寄進す

（談山神社文書）

七・二六

孫政房、奈良に下向し摂津兵庫に赴く（大乘院寺社雑事記・後法興院

記）

八・一三

光明峰寺兵火、一条家記録多く焼亡す（大乘院寺社雑事記・後法興院記）

八・一九

興福寺禪定院に入る（大乘院寺社雑事記）

八・二七

成就院に移る（大乘院寺社雑事記）

九・六

教房、土佐に赴く（大乘院寺社雑事記・後法興院記）

この月

武田本『伊勢物語』を書写す（天理図書館蔵『伊勢物語』〔九一三・三二・イ三一〕奥書『天理図書館稀書目録和漢書之部第三二〕

辞上都平安城之舊居寓南京春

日之里之旅宿以閑寂之暇終書写

之訖雖相顧惡筆頗可備證本

歟

應仁二年九月 桃華老人

閏一〇・二四

尋尊に一条家文書を預く（大乘院寺社雑事記）

即ち、応仁二年十一月とは、応仁の乱を避け、息・尋尊を頼り、興福寺大乘院成就院に移つた直後といふことになる。しかし、天理図書館蔵『伊勢物語』の奥書からも分かるやうに、兼良はこの時においても依然として旺盛に古典籍の書写活動を続けてゐたので、この時期に架蔵切の如き鑑定識語を加へることに、なんの訝しさもない。

やや不審が残るのは「乙覧」なる語である。

試みに『日本国語大辞典』を検するに、「いつらん【乙覧】(名)」「いつや(乙夜)の覧」に同じ」として、『鳩巢先生文集』の用例一つだけを掲出する。そこで「乙夜の覧」を検するに、「昔、中国で天子が夜一〇時頃政務を終えて讀書したということから」天子が書を御覧になること。乙覧」とあり、用例はなく、補注に『杜陽雜編』を引くのみである。

『時代別国語大辞典 室町編』は、「乙覧」「乙夜の覧」、いづれも立項されてゐない。

ちなみに、御所本『再昌草』(五五四・二)に「乙夜之覧」なる用例が多数見いだされる。また、江戸期の文献に用例は見出されるが、江戸期を遡る用例は、いまだ管見に入らない。

以上を要するに、兼良のこの「乙覧」なるコトバは、同時代の言語環境において考へるに、不審を残すといふ他ない。

仮に、『日本国語大辞典』が説く如く、「乙覧Ⅱ乙夜の覧Ⅱ天子が書を御覧になること」だとして、ここでいふ「天子」は誰なのか？ また「加」の主語が天皇と解さざるを得ないが、ならば、例へば「粗加乙覧給」などといった書かれやうが望ましく感ずる。

そして何より、天子の「乙覧」を加へた結果と(恐らく叙述に関する当否・批評など)、「愚意」と「相違」がない、などといふ僭越極まりないモノイヒを、果たしてよく兼良がいひえたか？

このやうに、解釈においてはいくつかの疑義を残すのを遺憾とする。

或人所約之申也粗加乙覽
 与愚意之相違耳
 應仁戊子正月檢校
 兼良

《極札・表》

一條兼良公 或人所約之申也
 名判アリ

《極札・裏》

奥書之切也 未
 兼良

④ 架蔵・兼良筆八雲御抄切

二〇二一年八月一日、ヤフーオークションにて入手。従来紹介されたことがないもの歟。図版は次頁に掲出した。

【釈文】

有欵其も多ハ思人哥也然而以恋為本但万十二

古今相聞往来哥類之上とたて、其内正述心緒

寄物陳思問答驕旅發思悲例云とあり猶、可勘

一譬喩

たとへうたといへり但ことへともなきも有欵寄衣喩思寄

弓喩思なといへり只寄物哥なり

一問答

問答也防人哥も大略同事歟委事可尋問答多二首也

問事を答たるなり一八問一八答也

【書誌】

四半切。二四・八×一七cm。極札は古筆了雪のもの。筆跡は明らかに兼良である。

【典拠】

『八雲御抄』巻第一・正義部・十五・諸歌の一部（片桐洋一編『八雲御抄の研究』正義部）〔和泉書院、二〇〇一・一〇〕三〇〇～三二一頁）。

○

兼良筆と伝へる八雲御抄切は、小松茂美『古筆学大成』第二四卷（講談社、一九九三・一一）に所掲される以下の三葉が知られてゐる。

(a) 美保神社蔵『手鑑』所掲「八雲御抄切」

『古筆手鑑大成』第一五卷（角川書店、一九九五・七）にも所掲。『古筆手鑑大成』によれば、二五・七×一六・七cm。『八雲御抄』巻第一・一 正義

部・六義末尾、二 序代冒頭（片桐洋一編『八雲御抄の研究』正義部）一二三頁）。

二代古筆了雪の極札が付属する。

(b) 醍醐寺蔵『古筆手鑑』所掲「八雲御抄切」

法量不明。『八雲御抄』巻第一・正義部・十九・四病・一 岸樹病、二 風

燭病冒頭（片桐洋一編『八雲御抄の研究』正義部）四四～四五頁）

(c) 根津美術館蔵『文彩帖』所掲「八雲御抄切」

『古筆手鑑大成』第三卷（角川書店、一九八四・九）にも所掲。『古筆手鑑大成』によれば、二四×一一・九cm。『八雲御抄』巻第一・正義部・二〇・七

病・七・遍身病の内（片桐洋一編『八雲御抄の研究』正義部）五〇頁）

『古筆手鑑大成』第一五卷によれば、これ以外に、イエール大学蔵『古筆手鑑』にも一葉を見る由である。大内英範「イエール大学バイネキ稀観本・手稿図書館

蔵『手鑑帖』の制作事情」（小山利彦編著『王朝文学を彩る軌跡』（武蔵野書院、

二〇一四・五）に掲出される「表33 39 一条兼良公」なる古筆切がこれに

相当するかと思はれる。大内論によれば、初代朝倉茂入の極札がある由。未確

認。

小松が説く如く、現存する切れは四葉ともすべて巻一・正義部に見えることから、兼良筆『八雲御抄』は、巻一のみの零本であつた可能性が高い。

